

小浜市地域防災計画

【原子力災害対策編】

昭和 57年 10月	策定
平成 3年 3月	修正
平成 6年 4月	修正
平成14年 3月	修正
平成23年 3月	修正
平成26年 5月	改定
令和 3年 6月	改定

小浜市防災会議

部別関係計画一覧

	生活安全課	未来創造課	総務部	企画部	民生部	産業部	教育委員会	消防部
第1章 総則								
第1節 計画の方針	—	—	—	—	—	—	—	—
第2節 防災関係機関の処理すべき事務または業務	—	—	—	—	—	—	—	—
第3節 広域的な活動協力体制	—	—	—	—	—	—	—	—
第2章 原子力災害事前対策								
第1節 原子力防災体制の整備	●	●	●	●	●	●	●	●
第2節 原子力事業者防災業務計画に関する意見および原子力防災要員等の届出書の写しの受理	●	●						
第3節 原子力防災専門官および上席放射線防災専門官との連携	●	●						
第4節 防災業務関係者の人材育成	●	●			●			
第5節 情報収集・連絡体制等の整備	●	●		●				
第6節 緊急時モニタリング体制の整備	●	●			●			
第7節 原子力災害医療体制の整備	●				●			
第8節 原子力防災等に関する知識の普及啓発および国際的な情報発信	●	●						
第9節 原子力防災訓練等の実施	●	●	●	●	●	●	●	●
第10節 広域的相互応援体制の整備	●							●
第11節 原子力発電所上空の飛行規制	●	●						
第12節 要配慮者に配慮した原子力災害事前対策	●				●		●	
第13節 防災対策資料の整備および防災対策に関する研究等の推進	●	●	●	●	●	●	●	●
第3章 緊急事態応急対策								
第1節 緊急時の通報連絡	●	●						●
第2節 緊急時活動体制の確立	●	●	●	●	●	●	●	●
第3節 緊急時モニタリングの実施	●	●			●			
第4節 住民等への情報伝達活動	●	●		●				
第5節 避難、屋内退避等の防護措置	●	●	●	●	●	●	●	●
第6節 警備および交通対策	●			●	●	●		

部別関係計画一覧

	生活安全課	未来創造課	総務部	企画部	民生部	産業部	教育委員会	消防部
第7節 救助・救急および消火活動					●	●		●
第8節 原子力災害医療活動	●				●			
第9節 飲料水および飲食物の摂取制限等	●				●	●	●	
第10節 緊急輸送活動	●		●	●		●		●
第11節 飲料水、飲食物および生活必需品の供給	●		●		●	●	●	
第12節 要配慮者に配慮した応急対策	●				●	●	●	
第13節 防災業務関係者の安全確保	●				●			●
第14節 災害救助法の適用	●	●	●	●	●	●	●	
第15節 広域的応援の対応	●							●
第16節 自衛隊の災害派遣要請等	●							●
第17節 文教対策	●				●		●	
第18節 ボランティア等の受入	●			●	●			
第4章 原子力災害中長期対策								
第1節 基本方針	—	—	—	—	—	—	—	—
第2節 現地事後対策連絡会議への職員派遣	●	●						●
第3節 原子力災害事後対応実施区域における避難区域等の設定	●	●			●			
第4節 放射性物質による環境汚染への対処	●				●			
第5節 各種制限措置の解除	●	●			●	●	●	●
第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	●	●			●			
第7節 損害賠償請求等	●	●			●	●	●	
第8節 被災者等の生活再建等の支援	●				●			
第9節 風評被害等の影響の軽減	●					●		
第10節 住民相談体制の整備	●				●			
第11節 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援	●					●		
第12節 心身の健康相談体制の整備	●				●			
第13節 復旧・復興事業からの暴力団排除	●		●					

第3編 原子力災害編

第1章 総則

第1節	計画の方針	1
第2節	防災関係機関の処理すべき事務または業務	21
第3節	広域的な活動協力体制	29

第2章 原子力災害事前対策

第1節	原子力防災体制の整備	31
第2節	原子力事業者防災業務計画に関する意見 および原子力防災要員等の届出書の写しの受理	40
第3節	原子力防災専門官および 上席放射線防災専門官との連携	41
第4節	防災業務関係者の人材育成	42
第5節	情報収集・連絡体制等の整備	43
第6節	緊急時モニタリング体制の整備	46
第7節	原子力災害医療体制の整備	47
第8節	原子力防災等に関する知識の普及啓発 および国際的な情報発信	52
第9節	原子力防災訓練等の実施	54
第10節	広域的相互応援体制の整備	56
第11節	原子力発電所上空の飛行規制	59
第12節	要配慮者に配慮した原子力災害事前対策	60
第13節	防災対策資料の整備 および防災対策に関する研究等の推進	62

第3章 緊急事態応急対策

第1節	緊急時の通報連絡	65
第2節	緊急時活動体制の確立	74
第3節	緊急時モニタリングの実施	87
第4節	住民等への情報伝達活動	88
第5節	避難、屋内退避等の防護措置	92
第6節	警備および交通対策	104
第7節	救助・救急および消火活動	105
第8節	原子力災害医療活動	107
第9節	飲料水および飲食物の摂取制限等	110
第10節	緊急輸送活動	113
第11節	飲料水、飲食物および生活必需品の供給	115
第12節	要配慮者に配慮した応急対策	117
第13節	防災業務関係者の安全確保	118

第 14 節	災害救助法の適用	1 2 0
第 15 節	広域的応援の対応	1 2 7
第 16 節	自衛隊の災害派遣要請等	1 2 9
第 17 節	文教対策	1 3 2
第 18 節	ボランティア等の受入	1 3 4

第 4 章 原子力災害中長期対策

第 1 節	基本方針	1 3 6
第 2 節	現地事後対策連絡会議への職員派遣	1 3 7
第 3 節	原子力災害事後対応実施区域における 避難区域等の設定	1 3 8
第 4 節	放射性物質による環境汚染への対処	1 3 9
第 5 節	各種制限措置の解除	1 4 0
第 6 節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	1 4 1
第 7 節	損害賠償請求等	1 4 2
第 8 節	被災者等の生活再建等の支援	1 4 3
第 9 節	風評被害等の影響の軽減	1 4 4
第 10 節	住民相談体制の整備	1 4 5
第 11 節	被災中小企業、被災農林畜水産業者等 に対する支援	1 4 6
第 12 節	心身の健康相談体制の整備	1 4 7
第 13 節	復旧・復興事業からの暴力団排除	1 4 8

第5節 避難、屋内退避等の防護措置

第1 基本方針

住民の生命および身体を原子力災害から保護することが重要であることから、避難、屋内退避等の防護措置について定め、住民の安全確保を図る。なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症流行下において原子力災害が発生した場合には、感染者や感染の疑いがある者も含め、感染拡大・予防対策を十分に考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。

第2 避難等の防護対策の実施

(1) 退避および一時移転

退避および一時移転の実施に当たっては、原子力規制委員会が、施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえてその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部が、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮した避難等の指示を、地方公共団体を通じて住民等に混乱がないよう適切かつ明確に伝えなければならないことになっている。

暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発令された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは屋内退避を優先するものとする。

(2) 屋内退避

屋内退避は、避難の指示等が国から行われるまで放射線被ばくのリスクを軽減しながら待機する場合や、避難または一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国からの指示により行うものである。

特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内避難が有効である。

また、国が屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、関係市町は、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し避難指示を行うことができる。その際には、国、県、関係市町は、緊密な連携を行うものとする。

(3) 小浜市は、原子力災害対策指針や国が定めるマニュアル等を踏まえ、原子力発電所事故の状況や地域の実情（避難先の準備状況、避難先までの移動距離や時間、道路状況、気象情報等）、大気中放射性物質の拡散の準備状況、避難先までの移動距離や時間、道路状況、気象情報等）、大気中放射性物質の拡散計算情報などの様々な情報を活用し、避難、屋内退避等の防護措置を実施するものとする。

(4) 小浜市は災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。

表1 避難等の基準（「OILと防護措置」抜粋）

	基準の種類	基準の概要	初期設定値（※1）	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率(※2))	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000cpm(※3) (皮膚を数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm(※4) 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難または一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等にスクリーニングを実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物(※5)の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率(※2))	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20 cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/ cm^2 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/ cm^2 相当となり、計測器の使用が異なる場合には、

計数率の換算が必要である。

- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。